

三股町告示第26号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項及び三股町
廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成7年条例第22号)第6条の規定に基づき、令和6
年度三股町一般廃棄物処理実施計画を下記のとおり定める

令和7年3月31日

三股町長 木佐貫 辰生



記

- 1 施行の期間 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで
- 2 施行の区域 三股町全域
- 3 実施計画 別紙、令和7年度三股町一般廃棄物処理実施計画書のとおり

令和7年度三股町一般廃棄物処理実施計画書

1. 施行の期間 令和 7年 4 月 1 日から
 令和 8年 3 月 31 日まで

2. 施行の区域 三股町全域

3. 一般廃棄物の全体排出状況

分別区分	令和 3 年度 実績	令和 4 年度 実績	令和 5 年度 実績	令和 6 年度 見込	令和7年度 推計
可燃ごみ	7,195t	7,388t	6,965t	7,200t	7,200t
不燃ごみ	228t	254t	216t	250t	250t
動物の死体	136 体	152 体	148 体	150 体	150 体
し 尿	1,399kℓ	1,371kℓ	1,276kℓ	1,168kℓ	1,152kℓ
浄化槽汚泥	11,380kℓ	11,824kℓ	11,439kℓ	11,319kℓ	11,945kℓ
資源ごみ	807t	907t	780t	900t	900t

4. 一般廃棄物の処理主体

分別区分	処 理 先	収 集 ・ 運 搬		備 考
可燃ごみ	都城市クリーンセンター	ごみステーション	委託業者	町民の直接 持込可
		個人宅	許可業者	
		事業所		
不燃ごみ	都城市リサイクルプラザ 三股町一般廃棄物最終処分場	ごみステーション	委託業者	町民の直接 持込可
		個人宅	許可業者	
動物の死体	都城市クリーンセンター	町道路	委託業者	町民の直接 持込可
		個人宅	許可業者	
		事業所		
し 尿	三股町衛生センター	全て	許可業者	
浄化槽汚泥	三股町衛生センター	全て	許可業者	
資源ごみ	都城市リサイクルプラザ 三股町リサイクルセンター 資源ごみ回収業者	ごみステーション	委託業者	町民の直接 持込可
		資源ごみ集積所		
		個人宅	許可業者	
		事業所		

5. 令和7年度処理計画

(1) ごみ処理実施計画

① ごみの排出抑制・再資源化・回収計画及び回収状況

【排出抑制】

- ・町が収集するごみは、町内の一般家庭から排出されるごみで、指定ごみ袋に入れられたごみのみ収集する。
- ・一般家庭から排出されるごみについては、ごみの減量化及び資源ごみ回収運動を強化推進し、焼却や埋め立て処分する一般廃棄物の排出量を抑制する。
- ・許可業者が収集するごみについては、許可業者および事業者に対してごみ減量化、リサイクルの推進を図るよう指導を行い、処理不適ごみの受入れ抑制を図る。
- ・町内一般家庭にコンポストの無償貸与を実施することにより、生ごみの減量化を図る。
- ・町内の一般家庭から排出される剪定枝の堆肥化を行い、可燃ごみの減量化を図る。

【再資源化】

- ・自治公民館や民間等を利用しながら資源ごみの回収推進を図る。
- ・資源ごみの回収を行う各自治公民館や各団体(学校含む)に対して、回収実績により、資源ごみ回収奨励補助金を支給する。(単価・生きびん 1 本当たり 5 円 他は 1 kg当たり 5 円)

【回収計画・回収状況】

◎収集日

- ・ごみの収集日及び分別については、ごみ収集カレンダー等により周知を図る。
- ・回収日を以下のとおり定め、ごみステーションを利用し、町で回収を行う。

「燃えるごみ」	⇒ 毎週月曜日、火曜日、金曜日
「ペットボトル・白色トレイ」	⇒ 第2木曜日
「空き缶・空き瓶」	⇒ 第3木曜日
「燃えないごみ」	⇒ 第4木曜日

◎ごみステーションの設置

- ・当町のごみ収集はステーション方式とし、戸別収集は行わない。

◎資源ごみ関連

- ・自治公民館資源ごみ集積所の資源ごみ回収分については、随時委託業者で回収を行う。
- ・学校資源ごみ回収分については、町リサイクルセンターへ計画的に持ち込みを行う。
(新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等)
- ・各種団体等が行う資源ごみ回収については、各団体で都城市リサイクルプラザ、三股町リサイクルセンター及び資源ごみ回収業者に搬入する。
- ・町民及び事業者に対し資源回収及び分別指導の徹底を図る。
- ・『危険ごみ』として「カセットボンベ・スプレー缶」及び「使い捨てライター」を区分し、資源ごみ集積所で分別回収する。

◎リサイクル事業収集全体計画

単位:t

資源ごみ種類	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 見込	令和7年度 推計
紙 類	305	389	356	400	400
びん類	267	269	202	250	250
金属類	147	150	128	150	150
プラスチック	88	99	94	100	100
計	807	907	780	900	900

エ 関連施設の概要

◎ 資源ごみ分別集積場所

35ヵ所

◎ 三股町リサイクルセンター

【敷地面積】 4,243㎡

【設備内容】・ 建築設備

a.構 造 鉄骨ALC平屋造り

b.床面積 364.29㎡

・ スtockヤード

a.屋 外 11ヵ所396㎡

b.屋 内 6ヵ所180㎡

・ プラント（工場設備）

a.磁力選別付圧縮機 1.5t/日

② 収集・運搬計画

ア 町の収集・運搬

・家庭系一般廃棄物の収集量は、横ばいで推移すると見込まれる。計画的な収集を行うことにより町委託業者は前年同様2業者で賄える。

なお、当町は粗大ごみの収集運搬は行わない。

・事業所に対しては、『事業者の責務』を明確にし、事業系一般廃棄物は、自己搬入及び許可業者への収集・運搬を推進する。

◎町委託業者収集状況

分別区分	収 集 量	収集場所	収集回数	収集方法
可燃ごみ	令和5年度 5,294t 令和6年度 5,500t 令和7年度 5,500t	ごみステーション	週3回	委託収集
不燃ごみ	令和5年度 132t 令和6年度 140t 令和7年度 140t	ごみステーション	月1回	委託収集
資源ごみ	令和5年度 780t 令和6年度 900t 令和7年度 900t	ごみステーション 資源ごみ集積所	月2回 随 時	委託収集

イ 許可業者の収集・運搬及び能力・基本的事項

・町のごみ排出量は、ほぼ横ばい傾向にはある。

ごみ減量化の推進等を行い、排出量を抑制することにより、既存の体制で充足であると予測されるため、新たな許可は必要ないと判断される。

◎令和 7 年4月1日予定の許可業者は下記のとおりである。

許可業者名	保有車両台数	車両総積載量	収集区分
(株)なかいし	8台	55,900 kg	一般廃棄物
(有)南九州環境	13台	53,800 kg	一般廃棄物
(株)エコロ	37台	144,650 kg	一般廃棄物
(株)都城北諸地区清掃公社	52台	168,850 kg	一般廃棄物
	12台	26,100 kg	し尿
	47台	200,890 kg	浄化槽汚泥
光産業(有)	1台	1,900 kg	一般廃棄物
(株)山崎紙源センター	31台	92,050 kg	一般廃棄物
三股町シルバー人材センター	4台	3,050 kg	一般廃棄物
真栄産業(株)	8台	24,180 kg	一般廃棄物

③ 中間処理計画

ア 処理施設の概要

◎都城市クリーンセンター

・平成27年3月供用開始 処理能力230t／日

◎都城市リサイクルプラザ

・平成17年供用開始 処理能力76t／日(5h)

イ 廃棄物の処理

・可燃物については、都城市クリーンセンターで焼却処理する。

・不燃物については、都城市リサイクルプラザで破碎処理し、資源の回収に努める。

④ 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

◎三股町一般廃棄物最終処分場 ※平成9年供用開始

・埋立地面積(13,700㎡)、埋立容量(78,300㎡)

※平成 30 年度残余容量測定し、残余年数 26.1 年 残容量 30,099.27 ㎡を確認

イ 埋立計画

・本町一般廃棄物最終処分場で処理する廃棄物は、不燃性廃棄物、都城市クリーンセンターから排出される焼却灰(本町割当分)、都城市リサイクルプラザから排出される不燃残渣等(本町割当分)とする。

・本町一般廃棄物最終処分場及び都城市リサイクルプラザから搬出される可燃残渣は、都城市クリーンセンターで焼却する。

・排出者及び排出場所確認のため、排出者本人の免許証や、それに代わる本人確認出来る証明証等で、町内住所および町内排出場所の確認をする。

・産業廃棄物については、受入れを原則禁止し、事業所に対しては、廃棄物の適正処理、ごみの減量化の推進、自社処分、リサイクルの徹底の啓発を行い、適正な維持管理を行う。

ウ 搬入される埋立容量

・令和 7 年度の本町埋立容量は、不燃廃棄物 90m³、焼却灰 1,400m³、不燃残渣及び覆土 130m³と推測される。

・埋立容量減量化のため、ごみ減量化の推進を行うと共に、排出先及び搬入者の確認を徹底

し、町外からのごみの持込を防止する。

⑤ その他 ア 広報・啓発

- ・町民には、広報及び回覧、ごみ収集カレンダー、ホームページ等で、ごみ減量化及び分別の啓発を行い、町民意識の高揚を図る。
- ・4R(リデュース(廃棄物の量を減らす)、リユース(修理などを行い繰り返し使う)、リサイクル(再生できるものは資源として再生利用する)、リフューズ(ごみになるものは買わない、断る)及び食品ロス削減の推進・啓発を行う。

(2) 生活排水処理計画

① 生活排水処理計画 ア 合併処理浄化槽で処理を推進する区域

2地区の一部区域、3地区の一部区域

4地区の一部区域、5地区、6地区

但し、農業集落排水事業及び公共下水道認可区域を除く

イ 農業集落排水事業で処理する区域

3地区の一部区域、4地区の一部区域

ウ 公共下水道で処理する区域

1地区の一部区域、2地区の一部区域、7地区、8地区、9地区

② し尿・汚泥の処理計画

ア 収集・運搬計画

- ・し尿、汚泥の収集、運搬は許可業者が行い、三股町衛生センターで処理する。
- ・収集区域は町内全域で、収集は定期的に行うほか、連絡がある時には随時行う。
- ・し尿は、公共下水道事業及び農業集落排水事業の推進や浄化槽設置の増加により、減少傾向になると予想される。
- ・浄化槽汚泥は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第10条の規定(年1回清掃)の遵守を強化したことから、一時的な増加はあるが、近い将来にわたり人口の減少が予測されている。今後も、現在推進中の公共下水道事業の拡充や農業集落排水の推進によりさらに減少するものと予想されている。現在浄化槽清掃及び浄化槽汚泥の収集運搬については、既存の許可業者で滞りなく行われており、現在の許可業者で対応できると判断される。

イ 中間処理施設の概要

◎三股町衛生センター

・昭和57年供用開始 計画処理能力 110kℓ/日 し尿・浄化槽汚泥

ウ その他

- ・町ホームページや広報を通じ、合併処理浄化槽の推進、公共下水道及び農業集落排水への接続の推進を図る。

◎ごみステーション及び資源ごみ集積所数(R7年2月28日現在)

区分	ごみステーション数	資源ごみ集積所数
1地区	58	4
2地区	24	4
3地区	17	4
4地区	20	4
5地区	20	4
6地区	75	5
7地区	78	6
8地区	54	2
9地区	73	2
合計	419	35

※年度途中にごみステーション・集積所の増減有。